

令和6年7月3日
環境政策課
担当：中村 一
電話：076-225-1463(内 4272)

地元市町以外の事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する
県補助制度の受付窓口の延長について

別紙のとおり地元市町以外の事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する
県補助制度の受付窓口を延長します。

水道や下水道・浄化槽につなぐ宅内配管修繕工事でお困りの方へ

お住まいの市町以外の工事業者が行う宅内配管修繕の掛かり増し経費に対する補助制度を創設しました。

被災した住宅※における宅内配管・排水管の修繕に関する受付窓口を設置します。 ※ 事業所等は対象外です。

対象地域：6市町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）

石川県管工事業協同組合連合会事務局内

(受付二次元コード)



受付
窓口

電話番号 0120-055-122 (フリーダイヤル)

受付URL <https://i-kankouji.form.kintoneapp.com/public/noto-plumbing-repair-request>

受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日除く)

受付期間 令和6年5月13日～12月27日

(受付窓口の内容)

R6.12.27まで
受付延長

・お住まいの市町以外の工事業者を手配します。

※ 窓口では、お名前、住所、電話番号をお伺いします。数日後に見積りに伺う工事業者を選定してご連絡致します。

※「受付窓口」を経由せずに、住民の皆様が県ホームページ等を参考に、直接お住まいの市町以外の工事業者に依頼することを妨げるものではありません。

お住まいの市町以外の工事業者が修繕工事を行う場合は、遠隔地からの出張のため、移動に要するガソリン代や宿泊代等の費用（掛かり増し経費）を、直接、県が工事業者に補助することにより、掛かり増し経費については、工事業者は住民の皆様にご負担はございません。

掛かり増し経費の補助対象工事業者

※指定給水装置工事事業者

6市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町)の宅内配管・排水管の修繕(見積調査含む)を行うお住まいの市町以外の工事業者

申請期限はR7.3月末まで

※修繕を行う住宅と同一市町に所在する工事業者(地元業者)は除きます。
※住民の皆様が、下記の「受付窓口」を経由せずに、直接、依頼するお住まいの市町以外の工事業者も対象です。

問合せ先

石川県生活環境部環境政策課

電話番号 076-225-1463
haikan-hojo@pref.ishikawa.lg.jp

